

子母発 1203 第 1 号
令和元年 12 月 3 日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」
に係る情報提供について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）」が平成 30 年 12 月 14 日に公布され、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 169 号）」により法の施行期日が令和元年 12 月 1 日と定められ、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第 170 号）」とともに、同日に施行されることになりました。

今般、厚生労働省子ども家庭局より、別紙のとおり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」（令和元年 11 月 29 日子発 1129 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「施行通知」という。）を、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に通知しました。

貴団体におかれましては、施行通知の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百四号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第十条)
 - 第二章 成育医療等基本方針(第十一条)
 - 第三章 基本的施策(第十二条―第十六条)
 - 第四章 成育医療等協議会(第十七条・第十八条)
 - 第五章 雑則(第十九条)
- 附則

第一章 総則

第一節 (目的)

第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となつてゐること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めることと、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦(以下「成育過程にある者等」という。)に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

第二条 この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。

第三条 成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適切に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならない。

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 父母その他の保護者は、その保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるように配慮するよう努めなければならない。

第七条 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めるとともに、成育医療等を必要とする者の置かれてゐる状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努めなければならない。

第八条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めなければならない。

第九条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦に対し成育過程の各段階等に於ける良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療の提供体制の整備、救急医療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦の健康の保持及び増進を図り、あわせて成育過程にある者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)
第八条 国、地方公共団体及び医療関係者等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)
第九条 政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第十条 政府は、毎年一回、成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 成育医療等基本方針
第十一条 政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「成育医療等基本方針」という。)を定めなければならない。

第十二条 成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
二 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項
三 前二号に掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

第十三条 厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
第十四条 厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、内閣総理大臣、文部科学大臣その他の関係行政機関の長と協議するとともに、成育医療等協議会の意見を聴くものとする。

第十五条 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第十六条 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

第十七条 政府は、成育医療等の提供に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、成育医療等基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

第十八条 第三項から第五項までの規定は、成育医療等基本方針の変更について準用する。

第三章 基本的施策
第十九条 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
第二十条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦に対し成育過程の各段階等に於ける良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療の提供体制の整備、救急医療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦の健康の保持及び増進を図り、あわせて成育過程にある者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十六条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十七条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十八条 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じて成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識等について、その者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診断又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に關し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十六条 国及び地方公共団体は、成育医療等の提供に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 成育医療等協議会

第十七条 厚生労働省に、成育医療等基本方針に關し、第十一条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、成育医療等協議会(次条において「協議会」という。)を置く。

第十八条 協議会の委員は、成育医療等に従事する者及び学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 協議会の委員は、非常勤とする。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(医療計画等の作成に当たつての配慮等)

第十九条 都道府県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たつては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2 都道府県は、適時に、前項の計画に係る当該都道府県における成育医療等の提供に關する施策の実施の状況についての評価を行うよう努めるものとする。

3 都道府県は、前項の評価を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、成育医療等の提供に關する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

3 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七十四号の次に次の一号を加える。

七十四の二 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に關する法律(平成三十年法律第四百号)第十一條第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に關すること。

第四条第一項第七十七号中「前三号」を「第七十四号から前号まで」に改める。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(成育医療等協議会)

第十三条の二の二 成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に關する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

内閣総理大臣 安倍 晋三

子 発 1129 第 7 号
令和元年 11 月 29 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について
(通知)

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号。以下「法」という。）」が平成 30 年 12 月 14 日に公布され、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 169 号）」により法の施行期日が令和元年 12 月 1 日と定められ、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第 170 号。以下「令」という。）」とともに、同日に施行されることになった。

については、本法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 法制定の目的

この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及

び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とすること。（第1条関係）

第2 法の主な内容

1 総論

(1) 定義

ア この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいうこと。（第2条第1項関係）

イ この法律において「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいうこと。（第2条第2項関係）

(2) 基本理念

ア 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健全な成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならないこと。（第3条第1項関係）

イ 成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならないこと。（第3条第2項関係）

ウ 成育医療等の提供に関する施策は、成育医療等の特性に配慮しつつ、成育過程にある者等がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供を受けることができるように推進されなければならないこと。（第3条第3項関係）

エ 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変容している現状に鑑み、成育過程にある者等に対し成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的経済的状況

にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならないこと。（第3条第4項関係）

(3) 国の責務

国は、(2)の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（第4条関係）

(4) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（第5条関係）

(5) 保護者の責務等

ア 父母その他の保護者は、その保護する子どもがその成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるように配慮するよう努めなければならないこと。（第6条第1項関係）

イ 国及び地方公共団体は、保護者に対し、アの責務が果たされるように必要な支援を行うものとする。（第6条第2項関係）

(6) 医療関係者等の責務

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めるとともに、成育医療等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な成育医療等を提供するよう努めなければならないこと。（第7条第1項関係）

イ 成育医療等又はこれに関連する職務に従事する者（アの医療関係者を除く。）並びにこれらに関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めなければならないこと。（第7条第2項関係）

(7) 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体及び医療関係者等は、基本理念の実現を図るため、

相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。（第8条関係）

(8) 法制上の措置等

政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。（第9条関係）

(9) 成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況の公表

政府は、毎年1回、成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。（第10条関係）

2 成育医療等基本方針

(1) 政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならないこと。（第11条第1項関係）

(2) 成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （第11条第2項関係）

ア 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

イ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

(3) 厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。（第11条第3項関係）

(4) 厚生労働大臣は、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、内閣総理大臣、文部科学大臣その他の関係行政機関の長と協議するとともに、成育医療等協議会の意見を聴くものとする。 （第11条第4項関係）

(5) 厚生労働大臣は、(3)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。（第11条第5項関係）

(6) 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならないこと。（第11条第6項関係）

(7) 政府は、成育医療等の提供に関する状況の変化を勘案し、及び(6)の評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、成育医療等基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこと。（第11条第7項関係）

3 基本的施策

(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦に対し成育過程の各段階等に応じた良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療の提供体制の整備、救急医療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする事。（第12条関係）

(2) 成育過程にある者等に対する保健

国及び地方公共団体は、成育過程にある者及び妊産婦の健康の保持及び増進を図り、あわせて成育過程にある者の保護者及び妊産婦の社会からの孤立の防止及び不安の緩和並びに成育過程にある者に対する虐待の予防及び早期発見に資するよう、地域又は学校における成育過程にある者又は妊産婦に対する健康診査又は健康診断の適切な実施、成育過程にある者等の心身の健康等に関する相談支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする事。（第13条関係）

(3) 教育及び普及啓発

国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育（食育を含む。）並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする事。（第14条関係）

(4) 記録の収集等に関する体制の整備等

ア 国及び地方公共団体は、成育過程にある者の心身の健やかな成育に資

するため、成育医療等に係る個人情報の特性に配慮しつつ、成育過程にある者に対する予防接種、乳幼児に対する健康診査及び学校における健康診断に関する記録の収集及び管理並びにその情報の活用等に関する体制の整備、当該情報に係るデータベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第15条第1項関係)

イ 国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第15条第2項関係)

(5) 調査研究

国及び地方公共団体は、成育医療等の提供に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第16条関係)

4 成育医療等協議会

(1) 厚生労働省に、成育医療等基本方針に関し、2の(4)の事項を処理するため、成育医療等協議会(以下「協議会」という。)を置くこと。(第17条関係)

(2) 協議会の委員は、成育医療等に従事する者及び学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。(第18条第1項関係)

(3) 協議会の委員は、非常勤とすること。(第18条第2項関係)

(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。(第18条第3項関係)

なお、令第1条から第8条までにおいて、協議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めていること。

5 都道府県が作成する計画のうち、その作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとするもの

(1) 都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。 (第19条第1項関係)

都道府県においては、以下の点に留意されたいこと。

ア 「作成するに当たっては」とは、新規に上記の医療計画その他政令で定

める計画を作成する場合や計画の期間満了等に伴って当該計画の記載内容を改訂する場合を想定していること。

イ 「適切な配慮をするよう努める」とは、都道府県において、上記の医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たり、法の趣旨や今後策定予定である成育医療等基本方針の記載内容を踏まえ、当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の内容等を記載するよう努めるものであること。

(2) 都道府県が作成する計画のうち、その作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとするものは、次に掲げるものとする。こと。(法第19条第1項及び令第8条関係)

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき都道府県が策定する同法第11条第2項第3号に規定する自立促進計画

オ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画

カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第1項に規定する予防計画

キ 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画

ケ 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画

コ 食育基本法（平成17年法律第63号）第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画

サ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画

シ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項に規定する都道府県自殺対策計画

- ス がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画
- セ 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ソ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画
- タ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- チ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項に規定する都道府県計画
- ツ アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第14条第1項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画
- テ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ト 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条第1項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

(3) 都道府県は、適時に、(2)の計画に係る当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の実施の状況について評価を行うよう努めるものとする。 (第19条第2項関係)

(4) 都道府県は、前項の評価を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。 (第19条第3項関係)

(5) (3)及び(4)の具体的な実施方法等については追って通知すること。

6 施行期日等に関する事項

(1) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 (附則第1項関係)

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令において、施行期日は、令和元年12月1日とすること。

(2) 政府は、成育医療等の提供に関する施策を総合的に推進するための行政

組織の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第2項関係)

(3) その他所要の規定を整備すること。

政令第六十九号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供する

ための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するのための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十号

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令

内閣は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十八条第三項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 成育医療等協議会（第一条―第七条）

第二章 政令で定める計画（第八条）

附則

第一章 成育医療等協議会

（組織）

第一条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。第十七条に規定する成育医療等協議会（以下「協議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

第二条 協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第三条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第五條 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第六條 協議会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理する。

(協議会の運営)

第七條 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第二章 政令で定める計画

第八條 法第十九条第一項の政令で定める計画は、次に掲げる計画とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十二条の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画

四 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第十条第一項に規定する予防計画

六 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する都道府県男女共同参画計画

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第一項に規定する都道府県基本計画

八 健康増進法（平成十四年法律第六十三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画

九 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十七条第一項に規定する都道府県食育推進計画

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画

十一 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第一項に規定する都道府県自殺対策計画

十二 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画

十三 教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

十四 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

十六 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十七 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画

十八 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第十三条第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

十九 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第五号）第十一条第一項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

附則
(施行期日)
1 この政令は、法の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

2

(厚生労働省組織令の一部改正)

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同条第十三号中「第九十九条第十号」を「第九十九条第十一号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第四号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針（第九十九条第一号において「成育医療等基本方針」という。）の策定及び推進に関すること。

第九十九条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号として次の一号を加える。

一 成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三